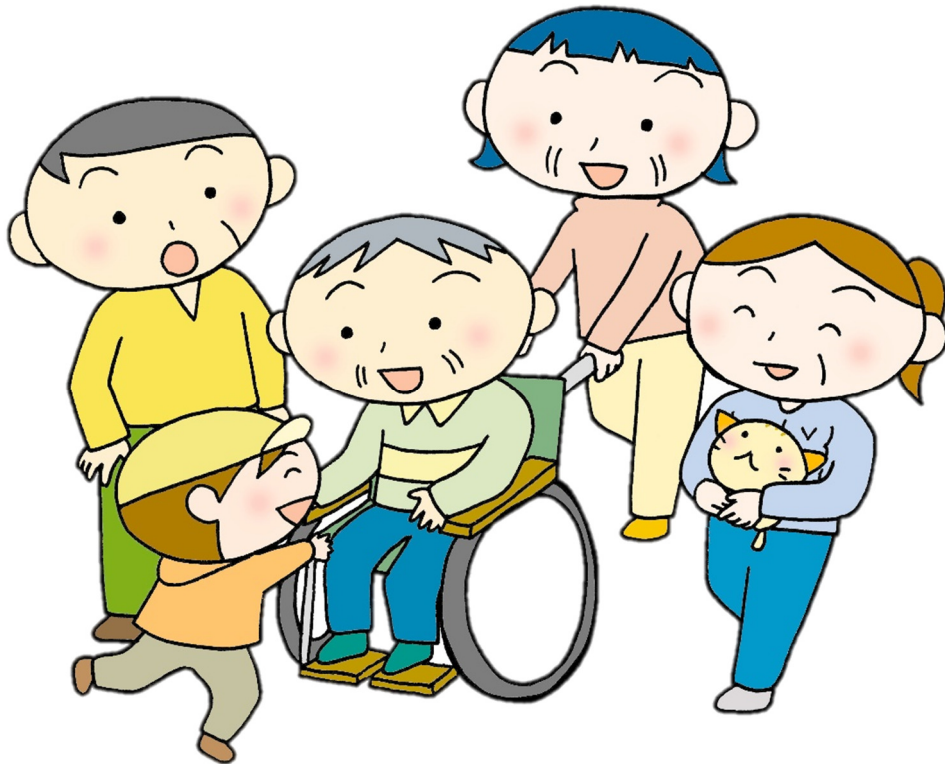


がいようばん
概要版

わたらいちょうだい きかい ご ほけん じ ぎょうけいかくおよ こうれいしゃふく し けいかく
度会町 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

わたらいちょうだい きしろう ふく し けいかく だい きしろう じ ふく し けいかく
度会町 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画



れい わ ねん がつ
令和3年3月

わたらいちょう
度会町

1

わたらいちょうだい き かい ご ほ けん じ ぎょうけいかくおよ こうれいしゃふく し けいかく 度会町 第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

ほんちょう こうれいか しんこう ようかいごにんていしゃ にんちしょう ひと ぞうか
本町では、高齢化の進行や要介護認定者、認知症の人の増加といったさまざまな
か だい かか ざいたくかい こといせい じゅうじつ にんちしょうせさく すいしん くわ じりつしえん
課題を抱えており、在宅介護体制の充実や認知症施策の推進に加えて、自立支援・
じゅうどかぼうし と く すす ひつよう
重度化防止の取り組みを進めていく必要があります。

くに せいど ぶんや わく ささ がわ ささ がわ かんけい こ
国においても、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超
えて、ひと ひと ひと しゃかい ひとり い やくわり も たす あ
て、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合
いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」が目標とされていま
す。

じょうきょう ふ だい き けいかく ちいきほうかつ せいび
これらの状況を踏まえ、第8期計画においては、地域包括ケアシステムの整備
すす げんえきせだい きゅうげん み こ ねん ねんとう お
を進めるとともに、現役世代が急減することが見込まれている2040年も念頭に置
き、こうれいしゃじしん やくわり い も す な ちいき く
高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを
すすしん
推進していきます。

けいかく き かん 計画の期間

わたらいちょうだい き かい ご ほ けん じ ぎょうけいかくおよ こうれいしゃふく し けいかく れいわ ねんど
「度会町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」は、令和3（2021）年度
れいわ ねんど ねんかん き かん けいかく
～令和5（2023）年度の3年間で1つの期間とする計画です。

だい き けいかく
第7期計画
(2018～2020)

だい き けいかく
第8期計画
(2021～2023)

だい き けいかく
第9期計画
(2024～2026)

きほんりねん 基本理念

ちょうみん そうご つな ささ あ
町民が相互に繋がり支え合い、
あんしん げんき く まち
安心して元気に暮らせる町

こうれいしゃ けんこう い じ ちいきしゃかい いちいん たが ささ あ あんしんあんぜん す
高齢者が健康を維持し、地域社会の一員として互いに支え合い、安心安全に過ごす
ことのできる町の姿を目指して、本計画の基本理念を上記の通りに定めます。

とく ないよう 取り組みの内容

きほんほうしん ちいき ささ あ すいしん 基本方針1 地域で支え合うまちづくりの推進

ちいきほうかつしえん たいせいきょうか ちいき かいぎ すいしん つう ちいきかだい けんとう
地域包括支援センターの体制強化や地域ケア会議の推進を通じて、地域課題の検討
ちいきほうかつ じゅうじつ はか ざいたくいりょう ざいたくかいご
や地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。また、在宅医療と在宅介護サ
ービスの切れ目ない提供体制の充実や福祉サービスの充実にも取り組みます。

- (1) ちいきほうかつしえん ちゅうしん たいせいきょうか
地域包括支援センターを中心とした体制強化
- (2) ざいたくいりょう ざいたくかいご れんけい
在宅医療・在宅介護の連携

きほんほうしん あんぜん あんしん かいてき せいかつかんきょう かくほ 基本方針2 安全・安心・快適な生活環境の確保

せいねんこうけんせいど りょうそくしん ぎやくたいぼうし けんりようご すいしん つと じたく
成年後見制度の利用促進、虐待防止などの権利擁護の推進に努めます。また、自宅
かいしゅう そうだんしえん くわ こうきょうしせつ か さいがいじひとり
の改修についての相談支援に加えて、公共施設のバリアフリー化や災害時に一人
ひなん わずか こうれいしゃ しえん こうれいしゃ ひがい はんざい ぼうし とく
で避難することが難しい高齢者への支援、高齢者が被害にあう犯罪の防止に組み
みします。

- (1) こうれいしゃ けんりようご すいしん
高齢者の権利擁護の推進
- (2) こうれいしゃ じゅうかんきょう せいび
高齢者の住環境の整備
- (3) ぼうさい あんぜんたいさく すいしん
防災・安全対策の推進

きほんほうしん こうれいしゃ けんこう い 基本方針3 高齢者の健康づくりと生きがいづくり

こうれいしゃ けんこうじゅみょう えんしん い も せいかつ しえん おこな
高齢者の健康寿命を延伸し、生きがいを持って生活できるよう、支援を行います。

また、こうれいしゃ こりつ ふせ ささ がわ ささ がわ かんけい こ
また、高齢者の孤立を防ぐために、「支える側」「支えられる側」といった関係を超
えて、そうご つな ささ あ ちいききょうせいしゃかい じつげん つと
相互に繋がり支え合える地域共生社会の実現に努めます。

- (1) けんこう すいしん
健康づくりの推進
- (2) い しゃかいさんか すいしん
生きがいづくりと社会参加の推進



基本方針4 認知症の予防と共生

認知症になっても変わりなく地域社会の一員としてともに生きることができる地域づくりを推進します。

認知症の予防として、医療機関や事業者などとの連携のもと早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症への正しい知識と理解を周知し、見守り体制を推進することに加えて、通いの場の拡充を通じて、認知症の人の社会参画を支援していきます。

- (1) 認知症の早期発見・早期対応
- (2) 認知症の啓発の強化・本人発信支援の推進
- (3) 認知症の人と家族を支える仕組みづくり

基本方針5 介護サービスの充実と適正化

介護保険事業を今後も維持していくために、運営の見直しや基盤の整備を行います。

高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、近隣市町との連絡を密にし、個人の状態やニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できる体制づくりに取り組みます。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の提供
- (2) 包括的支援事業の推進
- (3) 任意事業の提供
- (4) 高齢者福祉事業の提供



 しょとくだんかいべつかいごほけんりょう
 所得段階別介護保険料

しょとくだんかい 所得段階	しょとくなど　じょうけん 所得等の条　件			ほけんりょうきじゅんがく 保険料基準　額 たい　りつ に対する率	ほけんりょうがく 保険料額										
だい　だんかい 第1段階	せいにかつ　ほ　ご　　じゅきゅう　　ひと 生活保護を受　給　されている人			きじゅんがく 基準額×0.30 (0.50)	23,040円／年 1,920円／月										
	じゅうみんぜいひ　か　ぜい　せ　たい　　ろうれいふくしねんきん 住　民　税非課税世帯で老齡福祉年金を じゅきゅう　　ひと 受　給　されている人														
	だい　だんかい 第2段階	だい　だんかい 第3段階	だい　だんかい 第4段階			だい　だんかい 第5段階	本人が市町村民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額	ほんにん まんえん　い　　か 80万円以下	きじゅんがく 基準額×0.50 (0.75)	38,400円／年 3,200円／月				
せたいぜんいん 世帯全員が市町村民税 ひかせい　ひと 非課税の人				まんえんいじょう 80万円以上 まんえん　い　　か 120万円以下	きじゅんがく 基準額×0.70 (0.75)				53,760円／年 4,480円／月						
おな　せたい 同じ世帯に市町村民税 かせいしゃ 課税者がいる人				まんえんいじょう 120万円以上								きじゅんがく 基準額×0.90	69,120円／年 5,760円／月		
				まんえん　い　　か 80万円以下										きじゅんがく 基準額	76,800円／年 6,400円／月
				まんえんいじょう 80万円以上											
だい　だんかい 第6段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額	まんえんみ　まん 120万円未満	きじゅんがく 基準額×1.15		88,320円／年 7,360円／月									
だい　だんかい 第7段階			まんえんいじょう　　まんえんみ　まん 120万円以上210万円未満	きじゅんがく 基準額×1.30	99,840円／年 8,320円／月										
だい　だんかい 第8段階			まんえんいじょう　　まんえんみ　まん 210万円以上320万円未満	きじゅんがく 基準額×1.50	115,200円／年 9,600円／月										
だい　だんかい 第9段階			まんえんいじょう　　まんえんみ　まん 320万円以上500万円未満	きじゅんがく 基準額×1.75	134,400円／年 11,200円／月										
だい　だんかい 第10段階			まんえんいじょう　　まんえんみ　まん 500万円以上700万円未満	きじゅんがく 基準額×1.90	145,920円／年 12,160円／月										
だい　だんかい 第11段階			まんえんいじょう 700万円以上	きじゅんがく 基準額×2.00	153,600円／年 12,800円／月										

※ () 内は激変緩和措置（軽減措置）反映前の数値

2

わたらいちょうだい きしょう ふくしけいかく だい きしょう じ ふくしけいかく 度会町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

ちい き なか しょう ひと じんかく こせい そんちょう しょう う む
地域の中で障がいのある人の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわら
ず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）
じつげん め ざ わたらいちょうだい きしょう ふくしけいかく だい きしょう じ ふくしけいかく
の実現を目指し、「度会町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」
い か ほんけいかく さくてい
（以下、「本計画」という）を策定しました。

けいかく い ち きかん 計画の位置づけと期間

ほんけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん きかん
本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間で1つの期間
けいかく
とする計画です。

だい きしょう しゃけいかく
第5期障がい者計画
だい きしょう じ けいかく
第1期障がい児計画
(2021～2023)

だい きしょう しゃけいかく
第6期障がい者計画
だい きしょう じ けいかく
第2期障がい児計画
(2021～2023)

だい きしょう しゃけいかく
第7期障がい者計画
だい きしょう じ けいかく
第3期障がい児計画
(2024～2026)

きほんりねん きほんもくひょう 基本理念と基本目標

きほんりねん 基本理念

しょう ひと い し そんちょう しゃかいさん か じつげん
障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現

きほんもくひょう 基本目標

しょう ひと ひと く わたらいちょう
障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまち 度会町
しょう う む たが そんちょう
～障がいの有無にかかわらず、互いを尊重しあいながら
い しゃかい じつげん
ともに生きる社会をみんなで実現する～



第6期計画における数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和元年時点での施設入所者数(A)	13人	令和元年時点での施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	1人 7.7%	(A)のうち、令和5年度末時点までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	1人 7.7%	(A)のうち、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
令和5年度末時点の施設入所者数	12人	令和5年度末の利用者数見込み

2 地域生活支援拠点等の整備

目標
令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所整備し、年1回以上運用状況の検証を実施する。

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標
令和5年度末までに協議の場を設置する。

4 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者数	1人	令和元年度の一般就労への移行者数
うち就労移行支援事業の利用者数	0人	就労移行支援事業利用者の一般就労への移行
うち就労継続支援A型の利用者数	1人	就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行
うち就労継続支援B型の利用者数	0人	就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行
【目標】令和5年度の一般就労への移行者数	2人	令和5年度の一般就労への移行者数
うち就労移行支援事業の利用者数	1人	就労移行支援事業利用者の一般就労への移行
うち就労継続支援A型の利用者数	1人	就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行
うち就労継続支援B型の利用者数	0人	就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行
【目標】令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	2人	令和5年度の就労定着支援事業利用者数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

目標

伊勢志摩圏域で設置された児童発達支援センター「伊勢市おおぞら児童園」において、障がい児に対する重層的な支援を行う。

令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

6 相談支援体制の充実・強化等

目標

基幹相談支援センターについて、近隣市町での設置を含め、今後の相談支援の在り方と併せて検討する

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

目標

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ市町村職員が参加する。

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析や、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築について検討する。



度会町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（概要版）
 度会町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（概要版）
 令和3年3月

発行：度会町 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215-1
 長寿福祉課 電話：0596-62-1186 FAX：0596-62-0054
 保健こども課 電話：0596-62-2413 FAX：0596-62-1138